

歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成23年6月10日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進業務

(2) 履行期限

契約の日から平成24年3月30日（金）までとする。

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課

2 募集要項等の交付期間、交付場所及び交付方法

次の各号に定める期間及び場所において、募集要項等を配布する。

(1) 交付期間

公告の日から平成23年7月1日（金）までとする。ただし、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 交付場所

京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課（担当 関岡，村上）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話 (075) 222-3503 FAX (075) 222-3478

(3) 交付方法

交付方法は手渡しとし、これ以外の方法（郵送，FAX，電子メール等）による交付は行わない。

3 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限る。
- (4) 一級建築士、技術士（建設部門）又は測量士のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。
- (5) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

4 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき提案書等を提出すること。

(1) 提出締切

平成23年7月1日（金）とする。

郵送の場合は、当日消印有効とする。

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 提出方法

郵送又は持参による。これ以外の方法（FAX、電子メール等）による提出は受理しない。郵送による場合は、郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認する

こと。

(3) 提出物

提案書12部(添付書類を含む。)

(4) 提出先

京都市都市計画局都市企画部都市づくり推進課(担当 関岡, 村上)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話(075)222-3503 FAX(075)222-3478

5 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

提出された技術提案書及びヒアリングに基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。なお、受託候補者としての資格を有する者が1者の場合は、本件プロポーザルは不成立とする。

(2) 評価項目

ア 業務実施体制(平成23年6月1日時点)

イ 提案の的確性

ウ 受託希望金額

6 選定、非選定の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

第1順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった事業者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

7 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(都市計画局都市企画部都市づくり推進課)